

## 「東北地方太平洋沖地震」により被災されたお客さまに対する 電気料金その他の特別措置の適用について

平成23年3月31日  
北陸電力株式会社

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、平成23年3月1日に発生した同地震に起因して、当社の供給区域内において需給契約を新たに締結し、廃止し、または変更しようとするお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることといたします。

なお、今回の特別措置について、本日、経済産業大臣宛に申請し、認可されました。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

- (1) 災害救助法が適用された市区町村および隣接する地域において被災されたお客さま
- (2) 東北電力株式会社供給区域内または東京電力株式会社供給区域内において電気の使用制限等の影響を受けているお客さま

#### 2. 被災されたお客さまが需給契約を新たに締結される場合の特別措置

- (1) 早収期間<sup>1</sup>について  
被災されたお客さまの平成23年3月分、4月分および5月分電気料金は、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用いたします。
- (2) 支払期限<sup>2</sup>について  
被災されたお客さまの電気料金の支払期限を、平成23年3月分は3ヶ月間、平成23年4月分は2ヶ月間、平成23年5月分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

#### 3. 需給契約の廃止または減少にともなう電気料金等の精算についての特別措置

被災により、対象のお客さまが、新增設後1年未満でご契約を廃止または減少される場合、電気料金および工事費の精算額は申し受けません。

1 早収期間とは、検針日から数えて21日間をいいます。

2 支払期限とは、検針日から数えて51日目をいいます。

以上

お客さまからのお問い合わせ先  
北陸電力株式会社  
お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-167540）

報道機関の皆さまのお問い合わせ先

地域広報部報道チーム (076-405-0110)

石川支店総務部地域広報チーム (076-233-8851)

福井支店総務部地域広報チーム (0776-29-6966)